

「国際学校事業運営の中間期評価会議」開催要綱

（目的）

第1条 令和4年7月21日付け事業運営実施協定書第6条第1項に基づき、事業評価を行うにあたり、有識者等の意見を聴くことを目的として、「国際学校事業運営の中間期評価会議」（以下「会議」という。）を開催する。

（聴取事項）

第2条 会議において意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- （1）評価基準に基づく令和4年8月から令和8年7月までの評価に対する意見
- （2）見直しが必要な評価基準に対する意見
- （3）改善が必要と認められる評価項目に対する意見

（会議のメンバー）

第3条 会議のメンバーは、前条に掲げる事項に関する有識者等のうちから市長が委嘱する。

2 会議は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

（座長）

第4条 会議の座長は、メンバーの互選により定める。

2 座長は、会議の議事を進行する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代理する。

（開催期間）

第5条 会議の開催期間は、令和8年8月31日までとする。

（守秘義務）

第6条 会議のメンバーは、会議で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。会議の開催期間が終了した後も同様とする。

（事務局）

第7条 会議の事務局は、経済戦略局立地推進部国際経済拠点担当が担う。

附 則

この要綱は、令和8年6月17日から施行する。